相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜東一丁目八六四番地、最後の住所埼玉県川口市大字木曽呂三七三番地の二　被相続人　亡　榎本　利男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―八―五黒須ビル二階　佐藤大宮法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　善博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市江見青木八番地第一号、最後の住所千葉県鴨川市江見青木八番地一　被相続人　亡　斎藤　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

事務所千葉県館山市北条四九〇番地九　鈴木ビル二階

相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市円行一丁目一番地一〇、最後の住所神奈川県藤沢市円行一丁目一一番地の一〇グレーシア湘南台Ⅱ四〇四号　被相続人　亡　野田　嗣史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

横浜市中区南仲通三―三五横浜エクセレントⅢ四階Ａ２

相続財産管理人　弁護士　櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字両田尻二一〇番地三二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯塚　勝可

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

新潟県柏崎市田中一番二号ロイヤルいずみ一階かしわざき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤辰一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市月橋町ル一五一番地一の二、最後の住所石川県白山市佐良ロ一二三番地大門園　被相続人　亡　石野みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

石川県野々市市徳用町五二五番地一

相続財産管理人　宮村　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市松岡一六一八番地一、最後の住所静岡県富士市松岡一六一八番地の一　被相続人　亡　望月　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

静岡県富士市水戸島元町三番二号ＭＮビル二階　たかぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高木真二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県碧南市千福町三丁目二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新實　省吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

愛知県安城市桜町一七番五号ＡＰビル三階

相続財産管理人　弁護士　大見　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区両替町通三條上る柿本町三九九番地、最後の住所京都市西京区桂南巽町七七番地一エリア桂二〇七　被相続人　亡　石田　嘉彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

事務所京都市中京区両替町通丸太町下る西方寺町一六〇―二船越メディカルビル三階

相続財産管理人　弁護士　辻　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡岬町深日一八六八番地の四四、最後の住所大阪府泉南郡岬町淡輪一七七〇番地　被相続人　亡　野間　茂治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　小橋　るり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区立売堀三丁目三四番地、最後の住所兵庫県尼崎市大庄北四丁目八番一一号　被相続人　亡　阪本　博保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市弥生町一三七番地、最後の住所鳥取県鳥取市湖山町北三丁目二〇一番地市住五―五二一号　被相続人　亡　宮脇　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

鳥取県鳥取市片原一丁目一一五番地カイナンマンション二〇〇号

相続財産管理人　弁護士　磯部　紗希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市藤生町一丁目一九番、最後の住所山口県岩国市藤生町一丁目一九番八号　被相続人　亡　藤中　逸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

山口県岩国市今津町一丁目一五番二九号村井ビル三階　弁護士法人あさかぜ法律事務所岩国市役所前事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市上町一丁目六七番地二、最後の住所高知県高知市幸町一六番三号　被相続人　亡　國繁　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十二日

事務所高知県高知市小津町八番一二号

相続財産管理人　中村　吉作

第33期決算公告　平成27年6月22日

大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号

東洋企業グリーン開発株式会社

代表取締役　**今﨑　恭生**

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	177
	固定資産	2,455
	合計	2,632
負債及び純資産の部	流動負債	25
	負債	2,034
	株主資本	573
	資本金	100
	資本剰余金	1,114
	資本準備金	232
	その他資本剰余金	881
	利益剰余金	△ 640
	その他利益剰余金	△ 640
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	2,632